

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年3月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月から同年7月までは3万6,000円、同年8月は5万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月22日から同年9月26日まで

私は、昭和46年3月22日から同年9月25日までA社（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「資格取得決定通知書」という。）を見ると、事業主は、申立人について、昭和46年3月22日に資格取得した旨の届出を行っていることが確認でき、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証についても、初めて資格を取得した年月日欄に「昭和46年3月22日」と記載されている。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、申立人の資格喪失日は不明であるが、雇用保険加入記録により、申立人は、昭和46年3月21日から同年9月25日まで同社に勤務していたことが確認でき、社会保険の事務手続について、B社では、「厚生年金保険及び雇用保険の届出は、ほぼ同時に行っている。」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和46年3月22日に厚生年金保険

の被保険者資格を取得し、同年9月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、資格取得決定通知書及びオンライン記録により確認できる同僚の標準報酬月額から、昭和46年3月から同年7月までは3万6,000円、同年8月は5万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社が継承）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社のC支店に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立期間当時の直属の上司の供述から判断すると、申立人は、A社のC支店及びD社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にA社のC支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社が継承）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社のC支店に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立期間当時の直属の上司の供述から判断すると、申立人は、A社のC支店及びD社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にA社のC支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社が継承）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社のC支店に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立期間当時の直属の上司の供述から判断すると、申立人は、A社のC支店及びD社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にA社のC支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私の母親は、私が20歳になった平成7年\*月頃、市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、その後、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付してくれていた。また、母親は、母親のねんきん特別便が送付されてきたことを契機に、私の年金記録を市町村役場で確認した際、同役場職員から、「全ての期間が納付済みであるため大丈夫だ。」という旨の説明を受けた記憶が有ると言っているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった平成7年\*月頃、母親が市町村役場で国民年金の加入手続を行った。」と述べているところ、オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は、平成9年9月2日に付番されていることが確認できる上、申立人から提出のあった年金手帳の交付日についても、当該基礎年金番号の付番日と同一日となっているほか、7年10月から8年5月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）が20歳になった時に国民年金の加入手続を行った後は、毎月、国民年金保険料を納付してきた。遡って保険料を納付したこともまとめて納付したこともない。」と述べているが、オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年9月に同年4月から同年10月までの保険料が一括納付されているとともに、申立人の20歳到達時（平成7年\*月）から申立期間直前の8年3月までの保険料についても、当該基礎年金番号付番後に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親の供述とは相違する。

さらに、申立人の母親は、「私のねんきん特別便が送られてきたことを契機に、娘の年金記録を市町村役場で確認した際、同役場職員から、「全ての

期間が納付済みであるため大丈夫だ。」という旨の説明を受けた。」と述べているが、同役場は、「当役場の国民年金オンラインシステムにおいて、申立人の納付記録が訂正された記録は無い。」と回答しており、オンライン記録を見ても、申立期間が納付から未納に訂正された記録は確認できない。

加えて、申立人の基礎年金番号は平成9年9月2日に付番されていることから、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された同年1月以降に保険料を納付することとなり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 2 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 63 年\*月頃、市町村役場で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月又は2か月ごとに同役場の国民年金担当窓口及び金融機関で国民年金保険料を納付してくれていた。また、母親は、市町村役場で保険料を納付した時に同役場職員が台帳に「済」又は「領収済み」というゴム印を押していたことを記憶していると言っているにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳になった昭和 63 年\*月頃、母親が市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）における申立人の国民年金手帳記号番号払出日（平成 4 年 8 月 5 日）及びオンライン記録により確認できる平成 4 年度の現年度保険料の納付日（平成 4 年 7 月 31 日）から判断すると、申立人に係る国民年金の加入手続は、平成 4 年 7 月頃に行われたものと考えられ、申立人の主張する加入手続時期（昭和 63 年\*月頃）とは相違するほか、昭和 63 年 7 月から平成元年 4 月までの期間に係る払出簿を確認しても、申立人に対して払い出された別の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者の新規資格取得日は、平成元年 4 月 1 日とされ、新規資格取得日以降の資格喪失日及び資格取得日は、国民年金手帳記号番号の払出日である 4 年 8 月 5 日に厚生年金保険の加入記録に合わせて追加処理されていることが確認できることから、

社会保険事務所（当時）では、同年7月頃に行われた申立人に係る国民年金の加入手続を受けて、国民年金手帳記号番号の払出しと同時に当該処理を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、「高校を卒業して平成元年3月までは専門学校に通っていた。」と述べているところ、当時、学生の国民年金への加入は任意加入によることとされていたことから、制度上、前述の加入手続時点（平成4年7月頃）において、学生であった申立期間に遡って資格取得することはできず、専門学校を卒業し国民年金の強制加入となった時期（平成元年4月1日）に遡って資格取得したものと考えられ、オンライン記録に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。